

立川市議会 立川市議会政治倫理条例検討会議記録

令和4年11月10日(木曜日)

開議 午前9時58分 散会 午後0時9分

出席議員(7名)

議長	長 木原 宏 君	議員	上 條 彰 一 君
副議長	長 高口 靖彦 君	議員	稲 橋 ゆみ子 君
議員	員 頭山 太郎 君	議員	大 石 ふみお 君
議員	員 山本 みちよ 君		

議会事務局職員

事務局 長	秋 武 典 子 君	主 任	小 林 直 岐 君
事務局 次 長	諸 井 陽 子 君	主 任	武 藤 庸 平 君
庶務調査係 長	大 澤 善 昭 君	主 事	杉 山 勇 人 君

会議に付した事件及び審査結果

- 1 課題について…P3
- 2 今後の進め方について…P27
- 3 次回の日程について…P28

〔開議 午前9時58分〕

○議長（木原 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから立川市議会政治倫理条例検討会議を開催いたします。

本日が第1回目の開催となります。各会派の代表者から構成されるこの会議は、平成16年施行の立川市議会政治倫理条例を令和5年第3回定例会で改正をすることを目標に、代表者会議において設置されましたものでございます。代表者会議において、この会議は公開で行うことと、会議録を作成することが決定しております。

この会議が設置されました背景を若干お話しさせていただきます。

令和4年5月、立川市議会政治倫理条例に基づいた調査請求の提出があり、条例の施行後初めて審査会を開催し、審査会からの報告書が8月に提出をされたところでございます。

審査の過程において、条例に審査会が議会に勧告できる措置の例や、調査対象議員の防御の機会の具体的な規定がないなど課題が明らかになり、委員、議員、事務局ともに、今後は条例改正が必須であるとの認識に至ったところでございます。

検討にはある程度時間を要することから、来年9月議会で一部改正をすることを目標に、議論を重ねる予定でございます。

続きまして、本日の議題につきましては、お手元に配付の日程のとおりでございます。

本日の進め方についてお諮りをいたします。

会議の目的と背景については、ただいま御説明させていただきましたので、初めに、本日の資料について、議会事務局から御説明をお願いしたいと思います。

その後、各会派からあらかじめいただいております課題についての御意見の補足説明を会派代表者からお願いをしたいというふうに思います。

次に、事務局からの御提出のありました課題につ

いて、補足説明をお願いいたします。事務局はこの会議のメンバーではございませんが、資料の御提出がありますので、補足してお話をされたいことがあれば、説明していただければと思います。

その後、今後の進め方について御確認、御意見をいただければと思います。

最後に、次回の日程を御決定いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木原 宏君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

初めに、本日の資料について、議会事務局から御説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 本日の資料については、代表者会議と同様に、全て議会クラウドに上げており、紙の配付はございません。

議会クラウドの、市議会、立川市議会政治倫理条例検討会議、R4、11月10日のフォルダを御覧ください。

資料1、先日の代表者会議の資料にもなりました資料ですが、変更した点がございます。

タイトルをこの会議の名称にいたしました。また、アドバイザーを政治倫理条例アドバイザーという名称にいたしました。

資料1の5、謝礼ですが、令和4年度の2回開催分の6万円は、12月補正でお願いをする予定でございましたが、ここで議員研修などに係る令和4年度の講師謝礼の金額が確定し、その残額でお支払いできることが確実にになりましたので、12月議会での補正予算は要求せず、令和4年度予算で対応することといたします。

裏面、2ページ目を御覧ください。

6、スケジュールと、7、検討会議とアドバイスの内容の詳細については、日程2のところでお説明させていただきます。前回から変更になった点は、7、検討会議とアドバイスの内容の右側、黒丸について、検討会議メンバーの傍聴可とさせていただい

たことです。御都合がつくこの会議のメンバーである議員さんについては、議長応接室にお越しいただき、傍聴していただければと思います。

次に、資料2でございますが、各会派と、前の任期の政治倫理条例審査会委員からいただいた御意見を項目別にまとめたものでございます。会派ごとにまとめた御意見の資料も参考資料として議会クラウドに掲載してあります。

次に、資料3は議会事務局の意見です。当日のクラウド掲載となりましたことをおわびいたします。

なお、政治倫理条例アドバイザーは、立命館大学名誉教授の駒林良則氏で、オンラインによるアドバイスや資料の御提供をいただくことになっております。

資料の説明は以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

課題について

○議長（木原 宏君） それでは、日程1、課題についてを議題といたします。

資料2を御覧ください。

順番に補足説明をお願いしたいと思います。委員については本日この場にいらっやいませんので、各会派の御意見についての御説明を各代表からお願いしたいと思います。

初めに、1、全般的なことについて補足説明をお願いしたいと思います。

○議員（山本みちよ君） おはようございます。

今回、アンケートで全般的なことということで載せていただきました。

全体的な考え方としてということなんですが、今回の実際に起きた事例を通しての意見であります。

例えば脱税の疑惑であれば、政治資金規正法等で対応すべきものではないか、また、不倫といったようなお話もありましたけれども、それはまた民事のほうで、そこで裁くことができる、このようなこと

で、法律として裁けるもの以外の部分を、議会内の秩序を保つことに資する条例として活用できるようなものとしていくべきではないかということであります。

以上です。

○議長（木原 宏君） それでは、一つ一つ進めていきたいというふうに思います。

このことにつきまして、御質疑、御意見はございますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） ちょっと補足したいと思いますけれども、裁判になったときに、議会のことについて、裁判長のほうから、よくそれは議会の中で話し合うように、決めるようにと言われることがあるかと思います。

要は、議会の中で裁かないと、外からはできないよというものに関しては、当然、議会の中でやるべきものだろうということで、それ以外の様々なことについて、要は少なくとも司法で話が出てくる、結論が出てくることについては扱うべきではないだろうなということの意味合いがあります。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

これを踏まえて、御意見、御質疑ございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） いわゆる政治資金規正法だとか、公職選挙法ですとか、法律上の問題は外すということになりますと、全体像が見えてなくなるという問題があるのではないかと思います。

それから、実際に裁判が行われていても、一定の時間的なものも関わるわけありますから、やっぱり全体像をしっかりと、はっきり、どこが政治倫理条例違反に当たるのかということを中心に審査をするというこの条例の目的からすれば、いわゆる例外として外しちゃうということ自体が、全体像が見えなくなってくるし、きちんと問題となっている行為の問題がどこにあるのかということが見えなくなると思いますから、そういうふうに外すというのは、あまり好ましいことではないと私どもは考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見ございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） そもそも今回、いろいろと法的なこととか、条例にどうこうと、もちろんここは大事な部分なんですけれども、私たちやはり議員は、市民から選ばれ、負託をされて、そしてここに代表として出ている、公の公人だというふうに私は理解をしておりますが、そういった中で、一市民、有権者に限らず、その市民がやっぱり困り感を持って、議員の行動に対して指摘をすると。そういった場合に、その声を届ける場所というのは当然議会でありまして、その中に、それが是か非かという、その事実関係も含めて、どうなのかということを受け止める場所が政治倫理審査会であるというふうに思っているんですね。

ですから、そこが基本にないと、法的にどうなのかとか、あと、やはりもちろんそれがプライベートかどうかとか、ということに分類されてしまうことに、とても今回、私は違和感を感じておりました。

ですから、それを私たちがどのように議会として受け止めるのかということも、もう一度、この条例に則して考えていくべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。

○議員（大石ふみお君） この政治倫理に違反する事案が発覚をしたということで、調査をお願いするということなんですけど、その調査の過程で、司法に委ねなくちゃならないことも出てくるということでありますので、前提からそれを外してしまうと、その調査自体がうまくいかない場合もあるので、やはり政治倫理ということで大きくくりでやったほうがいいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議員（山本みちよ君） 今回この会議に臨むに当

たって、進行の仕方がよく分からない部分もありましたので、こういう形で上からやっていくということであると、またちょっと違ってくるのかなという部分もあります。意見としては、こういうこともあったということで書かせていただいています。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

あらかじめ、すみません、初めて検討会議を開くことで、今、課題についてということを経程で取り上げておりますけれども、一つ一つ、各会派に持ち帰っていただいて、恐らくいろいろな意見が出てきたものを持ち寄っていただいておりますので、ここで御質疑、御意見というのは、皆さんの考え方をまずは示していただくものとして、ここでまず課題を出し切りしたいと思います。

それについて、当然、先ほども次長から話がありましたとおり、アドバイザーの先生にこの問題点をアドバイスいただくということで、今日ここで一つ一つ何か決めていくということではなくて、どういう課題があるかというのを問題提起してもらって、それについてどう考えるのかというのをを出していただいたところまでが、多分、今日のことになって、その後は、それに基づいて課題が抽出されてきたら、それをアドバイザーの先生に、こういった課題が出てきたんですけれども、御意見いただけませんかというような形の流れなので、ここで今日は各会派から出された課題をいい、悪い、やるのではなくて、いろいろな御意見を言ってもらって結構だと思います。

ここで、こうしましょう、ああしましょうを決め込むことはできませんので、課題を出していただいて、それについて御意見をいただくというところの作業で、この日程1はとどめていただきたいというふうに思いますので、そういう意味で、一つ一つ課題を出していただいて、意見をもらおうと。

委員については、政治倫理審査委員からいただいた委員は今日いらっしゃいませんので、そこは飛ばさせていただいて、各会派から出ているものに関し

て、各代表から御説明をいただくというような流れで御理解をいただければと思いますけれども、このことについてはよろしいでしょうか。——大丈夫ですね。

じゃ、進めさせていただきますけれども、まずこの全般的なことについて、ほかに御質疑はありますでしょうか。——ないですね。

なければ、じゃ、次に進めさせていただきますと思います。

次に、2、政治倫理基準について、補足説明をお願いしたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 先ほど山本議員と副議長がおっしゃったことにつながるんですけども、やってみて、倫理というのがもう皆さん千差万別で、いろいろな考え方がありまして、その中で、政治倫理というものはどういうものかというのが、このことも本当にいろいろな御意見があると思います。

本当に近所の方から野菜をもらうのがどうなのかとか、8,000万とか、すごい開きがあって、そこら辺の問題もあって、そういうところも、政治倫理というのはどういうものかということがやっぱりはっきりしないといけないのかなというところが御意見としてありました。

じゃ、やっぱりこれに該当しないものはほかのところで、法律で裁いてもらう、お話をすればいいのかなという御意見もありました。

でも、この条例ができたときの経緯を考えて、政治倫理条例の遵守のところを見ますと、やっぱりこれ、水道の汚職のことがあったから、そのことに加味した第3条の（5）（6）（7）（8）の中がやっぱり法律が明記されているので、先ほどの上條議員や稲橋議員とか大石議員がおっしゃった意見というものも、できたときにはこういう意見もあったのかなというふうに思ったところでございます。

うちの会派としては、この倫理の範囲ということについて、やっぱりちょっともう少し、倫理ということをはっきりしたほうが分かりやすいんじゃない

かということが出ていたところでございます。

（2）も言っているんですか。

○議長（木原 宏君） すみません、2の政治倫理基準の（1）の部分からいきたいと思います。ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 公明党会派の中では、話をしましたが、両極な意見が出ております。

品位と名誉など、個人により判断基準が大きく変わる、先ほど頭山議員からもありましたけれども、そうした大きく判断基準のばらばらのものを遵守するところの難しさといったものがあるのではないかと。また、疑惑を持たれるおそれのある行為とといったものが、本当は違うのに疑惑があるのではないかと言われた、いわゆる悪魔の証明と言われまうけれども、ないことを証明することの難しさといった部分もないとは言えないといった部分で、その取扱いがどうなのか、判断が難しいのではないかとといったお声がありました。

もう一方で、倫理条例は法律で縛れないところを、議員が自らこの条例のもとで律しなければいけないところであるので、ある意味、プライベートも踏み込む可能性も出てくるのではないかとという部分の御意見がありまして、そうした中で、この倫理条例の必要性に対しても、今回のこの一連の流れを通して、きちっと遵守できないのであれば、そもそもこの倫理条例が必要なのかどうか。もうなくなってもいいんじゃないかと、このような両極の御意見もあったところであります。

これはちょっと私の私見ですけども、やはりこの倫理とか、この条例の縛りといったものをもう一度、議員がいいタイミングでしっかり確認をしながら、お互いに戒めるという部分であれば、こういうふうやっていこうねというところで、学び合うという機会をもっとも設けるべきではないか。ただサインしたから分かりましたではなくて、本来はそれで自分で学ばいいいんでしょうけれども、それがなかなか難しい、人によってばらばらであるのであれ

ば、ぜひそういった部分も、年に1度か、任期に1度か分からないけれども、学んでいく必要もあるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） この条例第3条の政治倫理基準の解釈については、読み方によってはいろいろな見方がされてしまうということがありますので、どういうことなのかということをしっかり例示をしてあげて、解釈の余地をあまり幅がないように、しっかりしていくということが必要なんじゃないかということで意見を上げさせていただきました。

したがって、他市のような逐条解説なんかも設けていくことで、そこら辺は認識を一致できるのではないかということです。

この意見そのものも、審査会の会長でありました山本先生のほうからも、そういう御意見もされておりましたので、私どもも、こうしたことがしっかり条例上に明記することで、解釈の余地をしっかりと一致させるということで、必要なことではないかということでもあります。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、2の政治倫理基準の（1）の部分について、今、課題が出されたところでございますので、御質疑、御意見がございましたら、ここで（1）の部分についてお出ししていただければと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちの意見がカテゴリーで分かれたところには、ここに入っていないので、次の（2）のほうになりますけれども、今、上條議員のほうから述べられた、やはりその逐条解説、きちっとこれは文字化して、私たちも含めて市民が、どういったことがそうなのかということをお互いに理解し合える、そのことによって、これは違反しているのではないかという市民側からのそういう行動も出てくるんだと思います。

ですから、逐条解説の重要性は改めて必要だと思

って、そこは実施していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。——ありませんね。

じゃ、次に進めさせていただきたいと思います。

今度は（2）の政治倫理基準の具体論につきましてに移らせていただきたいと思います。

それでは、御説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 本当に審査会の中でも、一切の行為ということが、やっぱりちょっと漠然としているんじゃないかなという意見が会派の中でも出まして、この一切という、全てというのが、なかなか曖昧だなというところで、そこで職責に関してというところに続きますから、この（1）が非常に曖昧なものになっておりますので、これは少し考え方を整理したほうがいいんじゃないかなというふうな意見が出ておりました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちとしては、具体的にこの第3条のところ、条例を私たちも確認しながらやっていったわけですが、この第3条のところに関してのことに当たります。

第3条の第1項の、その職務に関して不正というふうに書かれているその部分が、頭山議員もおっしゃったように、とにかくその職務に関する範囲というものが曖昧であるということ。議会や公務などの職務以外であっても、市民生活への悪影響や迷惑がかかることをしているのであれば、審査に値するのではないかというふうな意見としてまとめたので、ここのどういうふうに定義するかということです。

それから、第3条の2項のところ、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないというふうに書かれておりますが、その地位を利用してとある、この文言についても範囲が曖昧であるということです。

それから、その中で、第6項のところ、政治活動に関しというふうなことが示されていますが、政治活動に関していなければ寄附を受けてよいのかという、そういった疑問があります。もちろん政治活動の範囲も、どこからどこまでがということもありますが、じゃ、そうでなければ金品の授受を受けていいのかということも、具体的にそこがどうなのかということが話し合われました。

立憲ネット緑では、以上です。

○議長（木原 宏君） 本日ここにいらっしゃる各代表議員の皆様方が説明できるものだけ、本日は取り扱うという形にします。

そのほかについては課題として、この文書のまま提出をいただいたということにさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

(2)の政治倫理基準の具体論につきましては、そのほかは、ちょっとここにいらっしゃらない委員と、また議員の方からの申入れでございますので、今御説明をいただいた部分について、御質疑、御意見があれば、お出しをいただきたいというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） それで、先ほどちょっと付け加えなんですけれども、私がこの第1条で(1)で折れたのは、会長がその度合いが大きかったと言ったわけですよ。度合いと言われると、まあ、小さくはないよなと思って、それで私は折れたわけですよ。

だから、そういうふうに、抽象的なところが結構あって、それで私、賛成したわけですが、折れたわけですから。会長が出してきた、その度合いが大きかったという、まあ、小さくはないなというところだったので、そこはやっぱりちょっと、本当にここら辺がちょっとはつきりしなかったなと、この中で決めるのは大変、委員として苦しかったところがあったということが現実です。

以上です。

○議長（木原 宏君） 事務局の皆さんにお願いなんですけれども、ここで一つ一つ課題が出て、意見も出ていることもセットでアドバイザーの方に御提出できるように考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。

○議員（上條彰一君） うちの会派で議論したときに、この条例をつくったときの委員を務めた浅川議員のほうからいろいろ苦労話を聞きました。

それで、かなり手探りでいろいろやらざるを得なかったということ、条例をとにかくつくろうじゃないかということ、法律論がいろいろあって、どうしても総論的なもの、そして各論というようなことで組み立てていくことになるものですから、なかなか抽象的なものを具体化するというのは結構大変だったんだという苦労話もありまして、そういったところもあってというのと、それから、議員の活動そのものが非常に定義しづらい、各政党によっても、その活動を私的なものと見るのか、公的なものと見るのかというのいろいろあるということで、ここら辺の切り分けというのは非常に難しいんだということも言われておりましたので、そういったところをどうするのかというのは、今後の検討課題の大きなテーマになるんじゃないかなと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。

先日、私のほうからもなんですけれども、議長会でいろいろ講習会がありまして、今、上條議員が言われたとおり、我々地方議員というのは、そもそも法律上、存在そのものがあやふやな立ち位置でありまして、国会議員は法律上きちんとその立場とかは明示されておりますけれども、我々地方議員は法律の中で明示されている規定がないということで、古くは、報酬をどういうふうに払うかとかということも苦労したということで、そもそも存在自体が法律上あやふやな地方議員に罰則をどういうふうに設けるのかというのは、この政治倫理以外のことについ

ても、どういう罰則規定を設けるのかというのは非常に難しいんだということで、議会の中でこういったものの罰則規定をつくるときは、議長会なんかにお問い合わせすると、まず検察庁に相談してみてくれということで、別の事案で別の議会が検察庁にお伺いをしたときに、全国1,700自治体の意見を一致させて持ってきてくれというふうに言われて、事実上、盛り込めなかったというようなこともあったというようなことも聞いて、なるほどなということで、そもそもこういう、総務省に聞くと、議員の附属機関としてこういうものを置くというのは、総務省は本来認めていないです。議会は市民の代表が集まっているんだから、附属機関、諮問機関を設けることは認めないということにもなっていたりして、そのことについての定義も実は非常に曖昧なところもあるというところも御指摘をいただいて、私が受けてきたのは、個人情報保護の講習会のときにそのことを聞いたんですけれども、なるほど、これは政治倫理審査会、うちが今抱えている課題にも通底する部分ではあるなというふうにも思って、今、上條議員が言われたことで、ああ、なるほどというふうに思いましたので、ここで申し述べさせていただきました。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、そもそも論で、ちょっとお聞きをしたいんですけれども、そういう市議会議員で曖昧だということもあるんですけれども、職員はコンプライアンスというのがあって、コンプライアンス違反とか、コンプライアンスを強化しよう月間とか、きちっとこれをやっているんですけれども、市議会議員というのは、コンプライアンスというのは、そもそもとして、何ををもってというと、例えば私の理解では、議会基本条例という条例を定めているので、それを根拠に活動をするということが一つの位置づけになっているというのは理解できるんですけれども、じゃ、その議員のコンプライアンスというのは何なんだろうかというふうに、今回、この流れからちょっと疑問を感じたわけなんですけれども、その点は、ちょっと議長にお

聞きするのも何ですけれども、どう考えていますでしょうか。

○議長（木原 宏君） 今、稲橋議員から御質問いただいたことというのは、非常に重いものなんだろうというふうに思います。

先ほどの話にもありますけれども、今度、皆様方にもお諮りをしなきゃいけない部分で、個人情報保護のことなんかも、今回、国会において改正がされて、大きく変更された中で、地方議会も裁判所あるいは国会と合わせた自律権を非常に尊重していただいて、今度、議決、実施機関とは切り離されて、議会は議会で自分たちで個人情報の保護も考えなさいと、条例をつくりなさいということの、そのやっぱ根底にあるのは、自律権を非常に重視しているというところが多分にあるんだろうなというふうに、これは私、議長としてのあくまで私見でございますけれども、そのような中にあるのかなと。

翻って、今回の政治倫理審査会、あるいはこの検討会議、あるいは我々、立川市議会議員に課せられたコンプライアンスというのをどのように決めてくかというのは、まさにこの立川市議会、我々28人に課せられた自律権の中で、自分たちで身を律していくというものをどうつくり上げていくのか、これは当然、政治の場ですから、主義主張が違う部分はもちろんあるんですけれども、そこは切り離してというんでしょうか、一致できる部分でしっかりと市民の負託に応え得る、市民に説明がきちんとできるところで、しっかりどうコンプライアンスを持っていくのか、あるいはそれを啓発していくのかとかということは絶対的に必要なんだろうなというふうには、私個人としては考えているところでございます。

お答えになっているかどうかちょっと分かりませんけれども、私の個人的な見解でございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、議長のおっしゃっていることは、私もそういうふうに理解します。

ですから、そういうことも含めて、次に勉強会を

していくという流れがありますので、そんなことも位置づけ、私たちのコンプライアンスということも、どういうところで表現して市民に理解してもらうかということも併せて、そういった学びを得ていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

冒頭、初めてのこの検討会議の第1回目でございますので、まさに皆さんでつくり上げていかなければいけない、必要があるところは改正していかなければいけないという取組でありますので、ぜひ忌憚のない意見をいただいて、私も公平・公正な立場で御意見を整理していければというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかに御質疑、御意見、この部分についてはありますでしょうか。——大丈夫ですか。

じゃ、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、3の政治倫理審査会委員の（1）審査会の位置づけについて御意見、御説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 委員会の位置づけがどうなっているのかということが疑問にありました。

これがやっぱり普通の議会の組織ですと、議長のもとに全てあるということでやっていくわけですが、今回のこの審査会というものは、議長が付託して、それをただ受け取るという形だけですので、全くの第三者的な機関なのか、でも、そこに議員も入っているわけですし、会長がそれほどイニシアチブを持ってやっていたかなという、ちょっと分からないところもありましたので、ここの位置づけをしっかりとしないと、全く議会としてコントロールできない組織でいいのか、でも、事務方は、その審査会の中では会長のもとにあってやっていたわけですが、そこら辺の位置づけをしっかりとする必要はあるんじゃないかな、そこら辺はどうなのかということの疑問が出たところでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 私どもは、地方自治法上の位置づけを明確にすることが必要であって、地方自治法上だと、議会の附属機関か、執行機関の附属機関かということになると思いますけれども、議会の自律権の問題として考えれば、やはり議会の附属機関という位置づけにすることが妥当なのかなということで、問題提起をさせていただきました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（1）審査会の位置づけについて、御意見、御質疑がございましたら、お願いをいたします。

○副議長（高口靖彦君） これは私の意見ですが、ちょっと外れるかもしれないんですけども、政治倫理審査会に入る前の議会内での話し合いみたいな、これがある意味、必要なかなと思います。

いきなり政治倫理審査会に入ってしまう、今回そうだったわけですが、ちょっと言えば、私たちは何も話を聞いてなかった。何も知らなかった。全く何も知らない状態で、いつの間にかこの政治倫理審査会だと。

これで政治倫理審査しろとか、しないとか言われても、「はあ？」みたいな状態になって、ちょっとそういったことがどうなのかということで、この審査会員での話し合いに持って行く前に、何かしら議会内での調整というか、話し合いというか、分からないんですけども、そうしないと、一方で情報がいっぱいある人と、一方で全然情報がない人というのと、これは当事者になってみれば分かると思いますけれども、完全にはしごを外されるみたいな。

それが後で、いや、うちらは話を聞いていないよと、何も聞いてなかったから、うちらも何も別にいいですよみたいな責任のあれにもなってきて、楽な意味合いでもあるんですが、その辺のところがこの審査会の中に必要なかなと。

もし逆に、これが公明党じゃなくて、共産党さんであったって、立憲民主党さんの人だって、同じそれが逆の立場になれば分かるのかなと思われるので、ちょっとその辺だけは意見として申し上げておきた

いと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、高口副議長からの話は、調査に至るまでの前段階の話というところで、後ほど審査会の付託の部分についての御意見もいただきますけれども、そこにも通じる話かなというふうに思います。

ほかに御質疑、御意見はございますか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 今、高口副議長からの意見というのは、後のほうにまた議論されるかと思うんですけども、今ここでそういった意見が出たので述べさせていただきますが、そうしてみると、この審査会の開催は、プロセスとしては、有権者の一定の署名数、ごめんなさい、これ何分の1だけ、500分の1の有権者の署名数があれば開催を請求する。それから、議員の4分の1の定数の署名があれば開催を請求できるという、今回はこの議員の4分の1の定数を根拠にもって開催を求めたという経緯があります。

これももちろん初めてのことなんですけれども、それを届出するのが議長にということになっておりまして、議長の判断で今回開催が決定されたというふうに理解をしております。

根拠としては、そういう数があれば、開催を要求されたら、否決は、よっぽどな理由がなければできないんだと思いますけれども、ですから、こういうことを議会の中での、もちろん今回を機にして動きがあった場合の流れ、先ほどそういうふうに全員で集まって協議会するのがベストだと思います。

でも、いろいろな意味で、今回、選挙が近かったという、距離的にもそういう課題があったこともできなかった理由かなと思いますけれども、そういったプロセスもちゃんとしっかりと丁寧に、議会としてこの審査会を、市民参加型のものでもありますけれども、この政治倫理審査会というものを議会が持っているという、附属機関ということが適正なのかどうか分かりませんが、そういった中で取り扱っているものですので、そこはしっかりと、そう

いう組立てを明確にしていくということが大きな課題だったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見はございますか。

○議員（上條彰一君） 私も同様なんですけれども、市民や議員からの調査請求を受けたときの手続的なものが一切示されていないので、結局、市民の500分の1とか、議員の4分の1という規定で、議長が受ければ、それはもう審査会の審査に妥当かどうかの判断をしてという流れになっていたんだと思いますけれども、確かに調査請求をした議員とそうでない議員との認識の格差が生じるのは当然でありますから、そこら辺の手続をしっかりとどういうふうに進めるのかというところは、きちんとしていく必要があるのかなと思っていたところです。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。
——なければ、次の（２）審査会委員の在り方、選び方についてに移らせていただきたいと思います。

このことについての補足説明をお願いしたいと思います。

○議員（山本みちよ君） この件については、現行、外部委員の方の決め方というところでは、論文を出していただくというところになっているというふうに伺っております。

せっかくいい機会ですので、そういった意味で、現行の方法でいくのか、それとも、もう少し検討が必要なのか、その部分も考えていかれたらどうかということの意見がありました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちとしては、6条2項に定められております、地方行政に関し優れた見識を有する者を3人以内というふうに示していますが、初の政倫審の中で状況を見てきた中では、やはりもう1人、地方行政に関して学識のある専門

家の方が参加したほうが適切だったのではないかと
いうことで、そういう有識者を加えるような運用が
検討されるべきだというふうに話として出ました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（２）の審査会委員の在り方、選び方について、
御質疑、御意見があれば、お出しをいただければと
思います。

○議員（頭山太郎君） クラブの方、自律権という
ことをおっしゃっているんですけれども、ちょっと
これもアドバイザーの方に聞いていただきたいと思
います。

○議長（木原 宏君） 大石議員、いらっしゃいま
すけれども、ちょっとお断りしていなかったんです
けれども、ここにいらっしゃらない自民党クラブの
方の意見も、審査会の委員の方からのアドバイス同
様に扱わせていただくということでよろしいでしょ
うか。

今日は委員からも出されている文書での意見もあ
りますので、当然のことながら、これも一つの御意
見、問題提起、課題提起ということで、アドバイザ
ーの先生にはお伺いをしていきたいというふうには
思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。
——よろしいですか。じゃ、次に進みたいと思い
ます。

次に、（３）審査会委員の報酬等について、御説
明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 私たち議選の議員は、自分
たちのことですから、なかったということで、それ
はいいんですけれども、５回分と決められた中での
報酬でしたので、あのタイトなスケジュールで、本
当に５回でよかったのかなと思いながら、予算組み
のことも、またそれが増えるなら考えていかなきゃ
いけないなというのもあったと思いますし、です
から当然、メールでのやり取りもしょっちゅうやり
ましたし、５回終わった後も、第６回がメールの中
で始まっているんですよ。

そんなことでやっていましたから、それを５回に
収めるために、正副の会長さんは随分足を運んでま
とめてくださったということがありましたので、そ
ういったところの配慮も今後必要なのかなという
ふうには思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 私どもも、委員への報酬の
支給というのは、やっぱり考えるべきだろうとい
う意見です。

今、頭山議員も言われましたように、我々議員は
議員報酬をもらっているから、費用弁償というわけ
にはいかないと思うんですが、他の弁護士さんだと
か市民委員の方たちは、やはり無報酬ということで、
結局、（「報酬は少し出ています」と呼ぶ者あり）
——少し出ていましたか、いろいろ意見とか、事
前の発言準備などもしなければいけなかったわけで、
本来、行政委員会に準じた形で報酬の支給が必要
なんじゃないかということで、検討課題として検討
したほうがいいんじゃないかという意見です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちとしても、委員の
報酬についての規定が曖昧ということとして出ま
して、もちろん回数がこれでいいのかということも
含めてですけれども、しっかりとやはり議論をして
いただくということの中での報酬の在り方を定め
ていくべきだと思います。

それで、中での議論は、私たちの中でもいろいろ
あるんですけれども、議員は報酬がないという、私
個人的には、議員の報酬は必要ないと思いますけ
れども、やはり会派の中では、そのことも含めてど
うなのかと。

それは、一つは大きく全体で見ると、私たちが議
員として参画をしている例えば都市計画審議会、こ
こは議員としての参加でも報酬が出ていると、条例
の中で定められているという、そういったことがあ
りますので、もう一回そこも、どこかで全体のバラ

ンスということを確認していくという、これは私の意見ですが、都市計画審議会の参加などには議員の報酬はカットしているという他市の事例などもありますので、そういったことも今回議論をして、ここの中の議員の参画としてはどうなのかということも確認していく必要があるというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

今、稲橋議員から言われた部分もちょうど、せっかくこういう検討の場ですので、議員の報酬の在り方についてもアドバイザーのほうに御意見を求めていくということはいいいのかなとも思います。

あれだけ膨大な会議、調整も含めて出てくると、あるいは議員報酬の中だけでの負担感というんでしょうか、仕事量も膨大になってくるということになると、考え方とすれば報酬を出すということも一方ではあるのかもしれませんので、このことについても御意見を求めていきたいというふうに思います。

それを踏まえまして、ここの（３）の部分について御質疑、御意見はございますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） 委員の在り方、ごめんなさい、（２）のほうで意見を述べ忘れたので、よろしいですか。

この外部委員の選任の在り方についてなのですが、１点だけ私は思っていて、世の中にはリベラルから保守まで、いっぱいの方、思想を持っている方、もしくは考え方を持っていらっしゃる方がいらっしゃるんです。

この中から外部の公選を選ぶときに、それが分からないと。もし意図的にリベラル派の人ばかりだったり、逆に保守派の人ばかりだったりとか、こういうことになると、非常に後でまずくなるのかなと。それは最後まで分からないですけども。

ただ、だから、そのことについて、本当に考え方がある程度フラットみたいな、本当にそういうふうな方、だからこの選任の委員の在り方についてとい

うのは、そういったことも頭の片隅に置いておくべきなのかなということを私は思っています。

○議長（木原 宏君） 今の副議長のところは、（２）の部分に属する御意見でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、今ただ意見を聞きおきするという流れだけだと、少しここで質問したりとか、議員間のそういうのもいいんですか。

○議長（木原 宏君） 御意見として出していただく分には、質問というよりも、御意見として出していただければと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、今、高口副議長が述べられたことなんですけれども、人選ということでは、当然いろいろなやっぱり政治的な思考というか、やっぱりその解釈の仕方が異なってくる部分もあるのかなというふうに思うんですけども、やはりそれを整理するのが見識ある専門家の方かなというふうに思うので、そこの人選というか、その部分はどういうふうに人選していくかということは、みんなで協議かなと思うんですけども、今、委員の市民公募とかしていますよね。その部分については、やはりそういう色をつけていくべきではなく、市民自らがやっぱり公募してくるということのを大事にするという、そこは基本原則かなというふうに思うんですけども、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 先ほど市民の皆さんは文章を何か書いていらっしゃるというのはちょっと初めて知ったんですけども、それを内容を読んで、こっちだとかして、選んでいるんですか、今は。どういうふうにして今は選んでいるんですか。

○議会事務局次長（諸井陽子君） これとは別に、審査委員の選出に関する要綱などもございまして、それに従っているわけですけども、市民公募につきましては広報に公募の記事を掲載しまして、論文を提出していただき、審査会の委員は、議長なども入っていらっしゃいますけれども、その方たちが採

点をして決定をするものです。その採点の基準の中には、公平性という項目もございます。

以上でございます。

○議員（頭山太郎君） そのテーマの内容とかは、どういった内容で書いてもらっているのでしょうか。

○議会事務局次長（諸井陽子君） テーマの内容は、今、広報を確認して、後で答えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） いずれにいたしましても、この審査委員の選び方ということで、議員は当然、自らの主義主張を明確にして、市民の負託を得るという選挙を通じて議会に参画をしておりますので、当然、考え方が異なるメンバーが集まってくるわけでございますので、そこは特に、選挙というところを通してきているので、特にそこは問題ないのかなというふうに思いますけれども、一般市民から公募いただくということは、いろいろ考え方がどこにあるのかというのは、なかなか事前にうかがい知ることとは当然できないわけでありますので、考えなければいけないのは、どのような形で選ばれたとしても、審査会の場においては、政治的な主義主張は抜きにして、公正・公平な立場で起こっている事案に対して向き合っていただくということをお願いをしなければいけないですし、また、選ばれた方にもそこは守っていただくというような、この枠組み、まさにこの検討会議でそういったことも踏まえて、ルールづくりというんでしょうか、やっていくのが妥当なのかというふうには思います。

ほかに御意見、御質疑はございますでしょうか。——よろしいですか。

じゃ、先ほど頭山議員のところの御質問については、分かり次第、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、4、調査の開始についての（1）調査請求の要件（時期）についての御説明をいただきたいというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） 選挙前の一定の期間は、受け付けるべきではなかったのではないかなと思いますので、そこもアドバイザーの方に聞いていただきたいと思います。

○議員（山本みちよ君） 頭山議員と同じ見解でございます。

やはり今回、特に改選前というところがありましたので、一定期間、請求は受け付けない、本当にその方の行動がというのであれば、もっと事前にするということも可能かと思しますので、時期的な部分は検討の余地ありということでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、この（1）調査請求の要件（時期）について、御意見と御質疑があれば、お出しいただきたいと思います。

○議員（上條彰一君） 確かに選挙を挟んでということは本当に大変だったので、そこら辺の考慮というか、そういうのが一定されたほうがいいなと思いましたので、そこも検討課題ということで入れていただければと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見ございますでしょうか。——大丈夫ですか。

じゃ、次に（2）の調査請求の要件（人数）について、御説明をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 今のは4分の1ですから、7名で出すことができるということですから、出したら、また、じゃ、今度反対だとか、何かいろいろなことが、4分の1の人数で、果たしてこれが適切なのかなということ、そこはよく考えていく必要があるのかなと思いますので、そこら辺も聞いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 先ほど高口副議長からもありましたけれども、全員がある程度、同じ情報を

知った上で、署名人数について、現行4分の1を過半数に上げるとか、3分の2以上に引き上げるべきではないかという意見がありました。

それと併せまして、全く反対なんですけれども、入り口としては、賛同議員は今の現行でもいいのではないかという二つの意見がありました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、（2）調査請求の要件（人数）について、御質疑、御意見があれば、お出しをしていただければと思います。

○議員（大石ふみお君） 今お話があった議員の4分の1ということですが、市民のリコールじゃないけれども、署名も、今、500分の1ということですので、その件もせっかくであれば併せて、市民の請求権の人数というの、割合というのもやっぱり一緒にやったらどうかなと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに。

○議員（稲橋ゆみ子君） 適正かどうかというのはこれからの議論ですけれども、やはり私としては、4分の1の署名としては、市民が求めやすいというか、そのハードルを上げる必要がどこにあるのかなということもありますので、これからの議論、4分の1としては妥当だというふうに思っております。

それで、一つやはり市民側の意見として出たものを述べさせてもらいますけれども、こういった、この改正が初めてということもありますし、この要件が市民側からは知らなかったと、有権者の500分の1というのはすごく高いハードル。

でも、そこに一方、議員の4分の1の署名でそれが求められるということに、全くそのことは知らなかったということがあったので、やはり市民側サイドから見れば、それだったらここが使えるんだというふうに思える、周知も含めて、そのハードルをやっぱり低くするということが重要だというふうに思

っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） これ、私があれしたんですけれども、4分の1以上、過半数、もしくは3分の2、これ何でかということ、会派の中の多数派が4分の1、すなわち7以上、8を持っていると、時の議会構成の中で多数の会派を持っている方がそれだけでできてしまうということを、私は少し懸念というか、不安を持っていると。

だから、本来どんな人でも、これはもうやるべきだよと、これは政治倫理審査会を開かないとまずいだろうと。それはどの会派に所属している方でも、もうこれは一致できるねというふうな案件であって初めて政治倫理審査会ができるのかなと。

4分の1だと、逆に言うと、7だから、残り21が反対していたとしても、これ、できちゃうということになるんだよね。これはどうなのかなと思われるので、だから、そういう意味で、私は過半数、ある意味、市議会の総意、全体としての意見が一致したということの数があってやるべきではないかなという意味で、今の現行以上に上げていくべきかなというふうに思いました。

以上です。

○議員（上條彰一君） 恐らくこの議会の定数の4分の1というのは、議会招集権との兼ね合いもあって、当時この条例をつくったときに、そういう議論があったんじゃないかと思われます。

それで、議会全体の創意をどこに置くのかということの、どのあたりにということになるので、全体的な合意とともに、こういう政治倫理上の疑いがある案件について、きちんと議会として議論をしてくれということでの、審査をしてくれというしやすさという点では、私なんかこの4分の1というのはかなり妥当なところなのかなと思うところですけども、そこら辺はしっかり議論の課題として検討して

いく必要はあると思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 意見として述べさせていただきますが、やはり議会は一つの合議体ですから、望ましいですね。やっぱり議会が一致して、これは本当に審査会にかけたほうがいいと。それができるのが望ましいけれども、でも実際は、やはり政治という場で、いろいろな考えがあるわけですから、そこはなかなか難しい。それは請願や陳情も含めて、同様になってくるわけですね。

ですから、しっかりとやっぱり市民側の声に耳を傾けていくという、そういうハードルの低さをどこに私たちが設けるかということ、そこが重要で、そこがやっぱりこの署名の数にもつながってくるんだと私は思っていますので、ここはしっかりとまた今後の学びの中で議論していきたいと思っています。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ここの部分については、いろいろな御意見があるかというふうに思います。開催要件についてはハードルを上げる、あるいは現行のままというのは、先ほどやった、そもそもの政治倫理審査基準をもう少し具体化をしていけば、今の開催要件でも、あるいはいいのかもしれないし、その辺はセットなんだろうというふうに思います。

というのは、先ほど来、御指摘があるとおり、恣意的な仮に運用がされた場合、時の勢力、議会構成によって、単独会派だけで調査請求ができるという可能性も当然あるわけですが、そこにはやはり一定の具体がちゃんとあってということがないと、セットになってこない、あるいは時の単独会派が調査請求をされた場合、請求者になった場合は、防御権あるいは名誉回復ということが、先ほど山本みちよ議員が悪魔の証明というような、ないことを証明するということは非常に難しいことなので、そういったことを防ぐ仕組みを、恣意的に運用ができない仕組みを考えるのが第一次の目的なんだろうというふうに思いますので、そこを大前提として、開催

要件、この人数も、今のままでいくなら、より、誰が見てもこれならというものにしていかなければいけませんし、そこまで書き込めないなら、議員の開催要件の人数を引き上げていくと。単独の会派だけで乱用ができないような仕組みも考えていかなければいけないと、こういったことも出てくるのかなと。同じ4分の1でも2会派をまたぐとか、そういうことも、いろいろな検討はできるのかなというふうに思いますので、その辺のところもアドバイス、今後の検討課題にしていければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御質疑、御意見は大丈夫でしょうか。
——次に進みます。

（3）の調査対象事項の時間的範囲について説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） これつくったときは、前のことは関係ないよみたいな感じで、これからのもので規定しますという、そのときの文章で終わっている、ちょっと今は違うのかなというふうに読んだ形です。

ですから、その文言は変えて、現職の今の市議会議員というふうに変えるべきではないのかなと思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 時間軸として捉えた場合に、どこまで過去に遡っちゃうのかねという、特にプライベートも入っていくという形になったことも考えたときに、どこかできちっと線引きは必要だろうというところから、議員在職中に限るというような形での意見がございました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 私もこの政治倫理審査会を開くために証拠を出すということになりますので、ある程度期間を決めて、それ以前のやつは証明も大変難しくなるということもありますので、ある程度期間を定めたほうがいいのかということを出してみまし

た。

よろしくお願いします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、この（３）調査対象事項の時間的範囲について、御質疑、御意見があればお出しいただければと思います。——よろしいですか。

じゃ、次に進みます。

（４）調査請求書につきまして、御意見をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 請求書を出すときに、この請求書と署名した議員のだけではなくて、ある程度、こういった書類が、こういったものがきちんと証拠としてあるんですというのを出したらどうかという御意見がありました。

また、署名議員団は、こういう疑惑があるから調べてほしいと請求をなされたわけですが、やっぱり議長が付託する前に、疑惑をある程度立証してもらおうということも大事じゃないかということが出ました。

先ほどありましたけれども、ですから、議長に、こういう疑いがあるというものが、もう人数も署名議員も決まっていって、書類もそろっていたら、もう事務的に、それは議長の思いとか関係なく、それはもう書類はそれで受け付けて、今回みたいにすぐ付託するのか、そうじゃなくて、やっぱり一旦そこで預かるまでにどうするのか、受け取るのかどうかという問題もありますけれども、要件がそろったら受け取っちゃうわけですが、受け取った後、じゃ、政倫審のことは代表者会議だから、代表者会議でこの件は話し合おうとして一つ置いて、そこでやるのか、二つやっぱりちょっとうちのほうも意見が出たところでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、（４）調査請求書につきまして、御意見、御質疑があれば、お出しをいただきたいというふうに思います。——よろしいですか。

じゃ、次に進みます。

次の（５）審査会への付託について、御説明をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 今申し上げたことにも通じますけれども、議長の付託基準が全く明確ではありませんでした。

だから今回、委員会でも、委員会で適否と存否、両方尋ねられたわけですが、それを両方やっていいのか、これが適するかどうかということはしっかりと議会側で、代表会議なりで、これは適するから、そのことは存否を考えてほしいとやったほうがいいのか、そこら辺もちょっとアドバイザーの方に聞いていただきたいなと思って、あとはそこがきっちりしないと、時の議長でいろいろとならないようにするためにはどうしていくのか、今回のように手続として成り立っていれば、すつともう開くと、預かった時点で開くということがイコールになっていましたから、付託で。その前に段階的なものが、恣意的なものじゃなくて、本当にそれをしっかりとしたものにするために必要なかどうかという、ちょっと二つの意見が出たところでございます。

ですから、もし付託する前にそういった代表者会議とかでやるんだっただらば、適否までしっかりとそこで考えるべきか、それが必要だったら追加することも大事じゃないか、そういった御意見もありました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、（５）の審査会への付託について、御質疑、御意見はございますでしょうか。

私のほうからも申し伝えさせていただければ、やはりここまでの質疑の中でも明らかになっているとおり、調査請求から開催に至るまで、やはり判断基準が曖昧な部分が非常に多いということで、仮に今現在、私宛てに調査請求が出された場合、議長においてそれを付託するかどうかの判断基準がない状態、事実上ないような状態になりますと、うがった見方

をしますと、その時の議長の考え方で、例えば同じ会派の議員に対する疑いが持たれたときは拒否して、自分と考えの違うところの会派の人が疑いを持たれたところは無条件で開催をするというようなことも、極端に言えば、時の議長の判断でできてしまうと思います、今のこの運用状況であれば。

したがいまして、やはり調査請求から、先ほど副議長からも話がありましたけれども、開催に至るまで、付託をするまで、例えば疑いを持たれた議員からも聞き取りをする、あるいは議会にも、きちんとこういう今状況になって、皆さんの御意見を聞きたいとか、いろいろな開催に至るまでのプロセスは、もう少しマニュアル化というんでしょうか、きちんとしておかないと、時の議長の判断で大きくここは、いい意味でも、悪い意味でも、変わってきてしまうのかなという部分がありますので、今回の検討会議も当然そういったことも踏まえての話になると思いますけれども、私のほうからもここで御意見として出させていただきたいと思います。

続きまして、次に移ります。

次に、5、調査の進め方につきまして、(1)当事者の関わり方について、補足説明をいただければと思います。

○議員(頭山太郎君) 5月9日に出されたときに、ある署名議員の方から私は聞いたんですけど、自分はそんな、あまり書くつもりはなかったと。でも、調べるだけだからということで、ちょっと名前も出てびっくりしたとかということがあったんですね。

私、それ、署名議員の方とか、その代表の方を責めているわけじゃなくて、やっぱりその認識が結構曖昧だったんだなということが、このことを通して自分はすごく、ずっと感じていることなんです。

だから、そのことを、私は代表が答えると思っていたので、代表に当日質問しようとしたら、答える方は違う方が答えて、いや、自分はよく分かっていたというので、それはその方は分かっていたと思う

んですけども、そこが、私は代表に聞くつもりだったので、ちょっとそこら辺がどうだったのかなというふうに思ったところです。

私は、1回目の会議で会長に、これはきちっと答えるのは誰なのかと聞いたんですよ。それで、疑った側が確認するということで、立証するのは疑った側だということだったんですけども、それはしっかりと答えできなかったところがあったので、なかなかそれは難しかったところだなというふうに思いました。

それから、調査請求権があって、調査をするということなんですけれども、私は両方に同じことを聞いても、それを調べるすべはなかった。奥村委員なんかはもうちょっと時間をかければ調べられるんだと、私もそれ調べてほしかったですけども、どっちかがうそを言っているんだから。だから、これは本当に委員会に対する冒瀆ですからやってほしかったんですけども、審査会に対する。でも、それは私たち、調べるすべがないんですよ、調査請求権と出されても。調査できないんですから。それを調査しろというのは、本当にどうなのかなと。

だって、出された資料だけで判断したんですよ。出された資料だけでしましたから、ちょっと自分の関わり方として、今決められた中で一生懸命して、自分でちゃんとジャッジしましたけれども、大変そこは厳しかったところがあったというのが実情で、ちょっとそういったことがあったということを申し上げました。

以上です。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

○議員(上條彰一君) 調査対象となった議員の対応の問題については、条例上は、議員の協力義務ということで、審査に必要な資料を提出し、また会議に出席しなければならないと。あわせて、調査に協力しない、または虚偽の報告をしたときには、議会報等でその旨を公表するという規定だけなんです。

ここら辺は、もう少し細かく、どういう場合に協

力しないと見るのかとか、そういうことはきちっと規定をしておかないといけないのではないのかなど。また、それに対して、きちっと対象となった議員がどう協力するのかということを定めておくということが必要だということでの課題だと考えます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、（１）当事者の関わり方について、御質疑、御意見があれば、お出しをしていただければと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） これは結局、今回、当事者の関わり方ということで、この審査会を開いてほしいという、まさに当事者がいらっしゃってというところなんですけれども、私も署名議員の一人として進める中で、結局求めている側の持っている資料とか、そういったものを判断をした中で、これは審査会が必要だというふうに理解をして、署名議員になって、その開催を求めたわけなんですけれども、やはりその当事者がきちっとその証拠を皆さんに提示したりとか、説明したりとか、そういったもの自体が時間的にもなかったですし、例えばその証拠、これは求める側、それから問われている側というところで、そこは１回ずつあったわけなんですけれども、そのことが事実かどうかということも、まずはお互いの認識の違いだって当然あるわけですし、それから、そのことが事実かどうかという私たちは調査権が、私たちというか、その審査会は調査権がないので、そのことを調べていくという、そういったこともその中にはなかったわけなので、かなり今回、皆さんに本当に頑張って進めていただいている状況ではありましたが、その虚偽というものがあつた場合についての確認のしようもないという、そんな状況でありました。ですから、それもどのようにしていくのかということとは、重要だというふうに思っております。

それから、時間軸としても、その証拠というか、そういった資料の提出は１回しかできなくて、その

提出も認められなかったということは、やはり時間に限りがあつたということだったと思いますので、そういったことも改善点だというふうに思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。——ないようでしたら、次に進みます。

（２）調査開始後の調査事項の追加について、御説明をいただければと思います。

○議員（上條彰一君） この問題は、資料の提出の期限ですとか、公平な、最終提出期限などの考え方をしっかりと明確にしておくことが必要なのではないかということの意見を出していただきました。

かなり時間的な制約があるので、いろいろその限られた中で、今回は資料の提出ということになったので、請求した側も請求された側もかなり大変だったんじゃないかなと思いますから、そこら辺の時間的な問題も含めて考慮できるような期限を定める必要があるということです。

それから、もう一つは、審査の範囲を、対象をどこに置くのかということで、今回、調査請求をされた調査請求書に基づく訴えに限定をするということで、審査会では限定をしましたが、今回こういう審査会ができたということで、いろいろな情報提供もあつたりしてきた中で、そういった情報の取扱いをどうするのかということも定められておりませんでしたから、時間的な制約の中で、どうしてもそこら辺は審査対象から外さざるを得なかったということで、逆の全体像が明らかにできないことになったのではないかなという思いが私どもはありますものですから、しっかりとそういうことを明確にする必要があるんじゃないかということと、それから、さりとて、疑惑を持たれた議員のきちっとやっぱり、そういう疑惑はないならないということでの証明ができる、そういう時間的な保障だとか、資料の提出だとか、そういったこともしっかりと行える

ような対応は必要なのかと思いますし、そういうことをきちっと条例上明記していくということが必要なのではないかという提案であります。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（２）の調査開始後の調査事項の追加について、御質疑、御意見があれば、お出しをいただきたいと思います。

○議員（稲橋ゆみ子君） これも時間的な回数設定に当たるかと思うんですけども、やはり証拠のものとかが資料を提出するというのがタイトな状況の中で、やっぱり前日になったりというところの中で、結果的に目をしっかりと通せないまま臨むしかなかったというところも今回、もちろん目を通していただいていたんだと思うんですが、かなりボリュームがあったりとか、タイトだったなというふうに思いますので、そういったことも、しっかりと資料の提出の期限とか、それから読み込む時間とか、そういったものなんかも、していかなければいけないんじゃないかというふうに、思っております。これはその提出をした側の市民側の意見です。

○議長（木原 宏君） ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。

やはりこの審査の範囲を明確にするというのは非常に大事な事かなと。追加で新たな疑惑が出てきたといっても、なかなか防御をする側の対象となる議員の立ち位置も当然あるわけで、ありまして、裁判所で言えば一事不再議みたいな考え方がありますし、刑事事件で言えば一罪一逮捕一勾留みたいな考え方も当然あるわけでございますので、次から次に出すと、審査の会議の内容にもどこまでできるかということ、調査がどこまでできるのかという、現実的な問題もあろうかというふうに思いますので、この部分についてはしっかりと検討を進めていかなければいけないと思いました。——よろしいですね。

じゃ、次に（３）守秘義務について、御説明をいただきたいというふうに思います。

○議員（頭山太郎君） 委員というのは公平・公正

にやるということで、しっかりと条例に書かれていますので、しっかりとそれは守っていただくことが必要だと思います。

それから、Ａ氏とＢ氏のプライバシーの保護ができていたのか。本当につい立てだけで、終わったらまた後ろに戻って聞いていらっしゃる。何かプライバシーの確保というのが本当にあれでよかったのかなというのは、ちょっと疑問が残りましたので、どういうふうにしているのかアドバイスをいただきたいと思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちとしては、６条４項、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする。これは当然のことだと思いますけれども、でも、ここの守秘義務と７条４項、審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の３分の２以上の同意を必要とするという、このところが、公開をするということが基本原則になっているわけなんです。

ですから、守秘義務の部分との整合性、ここをどういうふうにしていくか。だから、プライベートを何として非公開とすることかということも明確に定めていかないと、基本的には公開の会議ですので、しっかりとその情報は事実として市民側に情報提供できなければいけないし、かといって、この参加した委員の守秘義務ということはどういったことなのかという、そういったことも、確認しなければいけないのではないかという話として、その整合性として話が出ました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに（３）の守秘義務について、御質疑御意見はございますでしょうか。——なければ、次に進みたいと思います。

（４）会議の公開、傍聴、議事録を含むを補足説明いただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 公開の在り方をもう少しは
っきりしたほうが良いということで、プライバシー
の問題もありますから、インターネットまではいか
なかったとしても、ちょっと御意見としてあったの
は、市民の方なんか後ろで聞いていても、やり取り
がよく分からないと。分からないのにやっている、
その範囲が難しかったので、そこの傍聴に来られた
方や、後から議事録も詳細には、概要しかやってい
ませんから、どこまで明確にそこでつかみ取って
いただくかというところの問題が、ここもちょっと考
えどころかなというふうには御意見としてありまし
たので、聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） やっぱり審議会は公開が原
則ということで、条例上の定めもありまして、今回
ちょっと予算上の問題なんかもあって、インターネ
ット中継は難しいということなんかもありましたけ
れども、公開というならば、リアルだけでなく、
こういうインターネット中継などもできることも必
要なんじゃないかなということです。

それから、傍聴者への資料配付の関係なんですが、
当日の会議の進め方、次第しか配られなくて、やり
取りを聞いているだけということで、よく分からな
いという、そういう意見もありましたので、そこら
辺は、この公開と、それから当事者のプライバシー
の保護という問題の兼ね合いだと思いますから、ど
こまで公開していくのかということとは、やっぱり検
討をする課題ではないかなということです。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 私たちは、先ほどの守秘
義務のところと同様な内容としての整合性、どこま
で、それは公表ということが第一義として掲げるも
のなので、そこの公開ということと併せた、先ほど
も言いましたように、守秘義務というところの整合
性をしっかりと位置づけていくということだと思い
ます。

そして、先ほど頭山委員からもありましたけれど
も、傍聴している市民も、最初何人か数多く、やは
り初めての政倫審の開催なので傍聴されて、でも、
スタートのところの議論の入り口も難しかったんで
すけれども、それ以降もやり取りが、資料もないの
で、よく分からないといったところが市民側からの
意見としてありましたので、やはりせめて出される、
いろいろな膨大な資料を全部出してということでは
なくて、まずはスタートとして、陳述書、お互いの
見解というものが出ているものは、最低限そこは傍
聴者に配付とか公開という、そういったものなども
していくべきだというふうに思っています。

それと、それをホームページにアップして公開す
るということも併せてということです。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（４）の会議の公開、傍聴、会議録を含むの部分
について、御質疑、御意見はございますでしょうか。

当然、これは傍聴者への資料の公開というのは、
個人情報保護のことも出てきますので、当然今後そ
ういうことも考えていく中で、あるいは匿名加工し
て出すとか、いろいろ考え方はあるのかなというふ
うに思いますので、今後の検討としていただければ
と思います。

続きまして、（５）調査対象議員の防御権につ
きまして、補足説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 代理人の扱いが明記されて
いなかったもので、それは書いたほうが良いのかなと
思いました。

それから、弁明の場がないので、やはり付託する
前の代表者会議なりでそういう場を設けるのであれ
ば、判断する前の双方の意見もある程度は、出され
たものだけでやっちゃっていいのか、片方の意見だ
けを聞いて進めていいのか、そういったところでの
問題もぜひアドバイスいただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 書いたとおりで、代理人

の在り方といったことが触れていない部分もありましたので、そこはきちっと盛り込むべきということで載せております。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 今回の審査会でも、やはり代理人と補佐人の違いですとか、代理人の扱いをどうするのかとか、いろいろ審査会の中でそこら辺の交通整理をしなければならなかったということもありますので、そこら辺は定義も含めてしっかりと明文化しておく必要があるのではないかという意見です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 今、議員からお話があったとおり、明文化されていないので、代理人か補佐人か、明文化をして入れたほうが良いというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

この（５）の調査対象議員の防御権について、御質疑、御意見がございましたら、お出しいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） やっぱり委員会の中でも、それは補佐としてはいいんだけど、やっぱり自分が疑われているから、その議員が自分の口で出てきてやるのは当然、絶対だということがありましたので、それは確認すべきだと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） すごく厳しいかもしれませんが、やはり議員が求められていることに対して議員が答えていくということが基本かなと思うと、補佐人、今回は弁護士さんが同席されたことに、ちょっと私はすごく驚きました。

そこがいいとか、悪いとかは別としても、議員自らがその受け答えをしていくということが、その責任として求められているのではないかなというふう

に私の中の認識があったので、その部分も、市民から選ばれた一議員、公人としての議員がどういうふうな対応をするかという、説明責任ということが、どういうふうに位置づけるかということだと思いますので、そこもしっかりと今後の議論につなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見ございますでしょうか。——なければ、次に移りたいと思います。

（６）調査の期限について、補足説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） やっぱりちょっと短かったのではないかと思います。回数的な問題もぜひ検討していただきたいと思いますし、今回は議長がそこは考えたらできるということで運用できましたけれども、それはしっかりと残すんですけども、基本的にこれでいいのか、少しこもアドバイスいただきたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） 私どもも同じ意見が出ております。延長となった場合の手続論もきちんと明記すべきではないかということでありました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 今回、８ということで、いろいろ苦労があった一つだと思います。

コロナ感染の問題ですとか、市議選改選の選挙を挟むということで、いろいろ対応が大変で、実質的に延長を10日間しなければならなかったということにはなりましたが、そこら辺はやっぱりきちんと、この90日以内というのが妥当なのかどうかも含めて、いろいろなケースを想定して、延長ができるような対応は条例上も明記しておく必要があるんじゃないかということです。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 本当に今回、短い間に委

員の皆さんが御苦勞されたことは、本当に改めて感謝申し上げたいぐらいです。そういった中での審査の期間が短かったというのは、皆さんと同様な意見です。

その期間が短かったということで、具体的に第7条2項の当該議員その他の者に対し、事情聴取等、必要な調査を行うことができるということや、第8条の2項の審査会は議員が調査に協力せず、または虚偽の報告をしたときとありますけれども、それに当たるかどうかの審査をする時間も割けなかったということを具体的に私たちは話をして、ここは問題だということで、話として出しました。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

この（6）調査の期限について、御質疑、御意見はございますでしょうか。——ないようですので、次に進みたいと思います。

（7）その他の論点のところにつきまして、補足説明をいただきたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 専門の方の意見を聞く機会が全くありませんでしたので、もしそれを聞くんだったらば、さっきの90日と連動しているところで、それからAさんの、聞きづらかったですね、隣に行き行って聞いていて、私たちも離れたところから耳をそばだてて聞くような形で、これはやっぱりしっかりマイクを通して、この中だけ設定はできると思うので、やったほうがよかった。

同じことを聞いたはずなんですけれども、答えが違っていたから、そこもしっかりやっぱり決めなきゃいけないなと思いました。

以上です。

○議員（山本みちよ君） 書いたとおりですが、参考人、証人の在り方についてもしっかりと明文化をしていく必要があるということでした。

○議員（上條彰一君） いろいろな調査報告ですか、それから審査概要などの文言の調整というのは、かなり時間を取ったのではないかなと思います。

なかなか審査会の場だけではできなくて、いろい

ろメール等によるやり取りもありましたし、これも含めたやっぱり時間的な設定が必要だと思いますし、そういったことも方法等も含めて、施行規則になるのか、明記が必要なのかなという意見です。

以上です。

○議員（稲橋ゆみ子君） 審査会ということが主語になっていますけれども、議会報への公表ですよね。今回そのこともいろいろと、その後のこともいろいろな定めがなかったものですから、いろいろな議論がありました。

本会議での報告、それからその後の議会報の公表という、実施しましたけれども、そういう流れなどもやはりしっかりと示していかなければいけないというふうに話が出ました。

審査会の結果の公表の在り方というものがどういうふうになるかということがとても、後々の市民への情報提供ということにつながりますので、そこはしっかりと明確にして定めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（大石ふみお君） その他であります。

素朴な質問として、意見として、調査請求後、被請求議員が辞職した場合、この審査会が継続するのかどうかということをやっぱり明記したほうがいいのかなど。

今回は途中に改選があったということもありまして、例えばの話、改選後に対象者が落選をした場合、この審査会はどうなるのかということをちょっと疑問に思ったということで、出させていただきます。

二つ目、施行規則であります、審査会の委員の会議の出席であります、9名であります。今回の審査会もいろいろ、会長とか委員の皆さんが苦勞して、全員がそろうところを模索をして開催をしたということで、大変苦勞したというふうに思いますが、やはりこの大事な議員の名誉と申しますか、それを決める審査会でありますので、やはり委員が全て参加するべきだというふうに思いまして、記入させて

いただきました。

やむを得ない場合は委任状でもいいということで、委員全員がその内容を知ることが必要だというふうに思っています。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（７）その他の論点について、御質疑、御意見はございますでしょうか。

○議員（頭山太郎君） 今、稲橋議員のお話を聞いていて、やっぱり議会報の部分は、議会の措置の中に入れたほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。——なければ、（７）その他の論点については、以上とさせていただきます。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 先ほどの遠山議員からの御質問の件ですけれども、政治倫理審査会委員募集の広報の記事にも掲載がありますが、論文のテーマは、政治倫理と議員のあるべき姿というテーマでございました。

以上でございます。

○議員（頭山太郎君） ありがとうございます。

それは毎回同じテーマで、それで募集しているということですか。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 前回と同じテーマであったことは事実でございますけれども、毎回、事務局内で議論をして決めているところでございます。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

続きまして、６の調査の終了の部分の（１）採決について、補足説明をいただければと思います。

○議員（頭山太郎君） 私は、存否ですから、マルかバツかだと思ったんですけれども、たしか副会長は「うーん」という感じで、そうしたら、会長が、

じゃ、保留ですねとおっしゃったんですが、その選択肢があるのかと思って、私はバツと言った後でしたから、「あつ」と、バツでいいんですけれども、思ったので、そこら辺が初めに選択肢がこうですよというのであれば、あると思うんですけれども、そこがちょっと明確じゃなかったので、保留というのがあったので、それがどうだったのか聞いてみたいと思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 会長の表決権の明示ということで、今回の審査会では、会長の場合には、委員の皆さんの表決を行った後、意見が分かれた後にというふうな扱いになったと思いますが、そういうことも含めて、表決権をどうするのかというのはきちんと明記しておく必要があるかなということです。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

それでは、この（１）の採決の部分について、御質疑、御意見はございますでしょうか。——よろしいですか。

では、続きまして、（２）の措置の勧告について、補足説明をお願いしたいと思います。

○議員（頭山太郎君） 今回、やっぱりどういう措置かということも決まっていませんでしたので、それを段階的に何段階にするのか、しっかり条文化していただいて、軽いほうから重いほうまで決めていただきたいと思います。

それから、条例違反がないと分かったときの名誉の回復がありませんでしたので、これはしっかりと、どういうふうに名誉を回復するのか、それこそ議会報に載せなきゃいけないでしょうし、しっかりとした手続をやる必要があると思います。いずれにしても、両方の措置を明文化していただきたいと思います。

あとは、⑤としては、私たちは本当に気持ちを込めて、委員の思いを切々と文章に最後つづったわけですけれども、本当にそれが改善されているのかを見届けることができないんですよ。

本当に変わったのか、本当に受け止めてくれたのか、その後、議長宛てに、私は今こういうふうに言われたことに対して対応しましたとか、そういったものも御本人の良心に任されていますので、それは釈然としないものがあることは事実です。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（山本みちよ君） やはり今回、最後の出口という部分で、審査を重ねた後の結果、この措置をどうするかということが非常に大きな課題だったかと思います。

これは会長のほうからもありましたけれども、やはりこの判断基準といったものをきちっと明示することによって、議長がどの方になっても間違わずに議会としての判断として下せるという部分で、明示をしていただきたいということでした。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（上條彰一君） 必要と認める措置をしっかりと明文化、明示しておく必要があるのではないかという提起でありまして、今回、会長、それから事務局の皆さんが、こういうケースの場合はこういうということが、いろいろ例示はされたんですが、そういう中で、委員の協議によって嚴重注意の勧告ということになりましたけれども、やっぱりこれらも、どのような場合にどのような措置が必要なのか、適当なのかということをしっかりと明示、文章化しておくというのが必要なのではないかという提案です。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（稲橋ゆみ子君） 皆さんと同様に、必要な措置の内容が曖昧ではないかということです。

やはりこれはどちらの側に立っても公平にいうところでは、もしそこは問われたところのものに問題がなかったという、そういった場合も含めて、条例違反がないときの名誉回復の措置なども含めて、今後規定をする必要があるのではないかということ

です。

それから、先ほど頭山議員からも述べられたように、今回は議長のほうから勧告というか、それを申し入れたわけですが、その後の状況は本当に本人任せというところになっている中で、今後どういうことを議会としてもその推移、状況を、それがしっかりと行われているのかという確認などもどういうふうにしていくのか、するべきなのかどうかも含めて、今後議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 私も皆さんと同じとおりで、ある程度、基準を設けないと、なかなか議論の終結には至らないということで、ある一定の勧告を明示をするということが、軽いほうから重いほうまで、やっぱり明示をしたほうがいいということであります。

そして、今お話があったとおり、やっぱり勧告を受けた場合は、それなりの反応が必要だと私は思っておりますので、やはり何らかの形で当該議員の請書と申しますか、何かをやっぱり表明することが必要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（２）措置の勧告の部分について、御質疑、御意見はございますでしょうか。——ないようですね。

私のほうから、私のほうは議長職を務めさせていただいて、この措置の部分で預らせていただいたところでございますけれども、率直な感想として、非常にやっぱり判断が難しかったなというふうに思います。

さきの議会におきましても、冒頭、動議が出されて、全会一致で報告を求めるということで、私とすれば決して報告義務を怠ったつもりはなかったんですけども、やはりなるほど、先ほどの議論じゃないですけども、知っている議員と知らない議員、どういうふうになったのかということまできちんと

議会への報告義務というのは大変重いものがあるんだなというのを改めて認識をいたしましたので、やはりここの部分に関しても、しっかりとした基準がないと、議会として説明責任を果たしていけないのかなというふうには思いますので、しっかりとここも検討としていきたいというふうに思います。

続いて、(3) 審査結果の報告、公表について、補足説明をいただければと思います。

○議員(頭山太郎君) これがまた結果が出て戻ってきてから、それはやっぱりちゃんと、政倫審のことは代表者会議でやるとなっているわけですから、そこでしっかりと話し合ってやっていくということが、やっぱり基本だと思います。

共産党さんの意見と私も同じですけれども、本来はというところがありますので、しっかりとそこは形を整えて、今回は議長がいろいろと考えられて、非常に丁寧に、全員にも配ったし、お辞めになった委員さんとか議員さんにも送られたりとか、非常に丁寧に対応されていたんですけれども、そういった公表の在り方というものもしっかりと決めていくということが大事だと思います。

以上です。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

○議員(上條彰一君) この件では、議長室での勧告が行われた、その後、動議で経過報告をということで、議長のほうから市議会への報告が行われたわけなんですけど、これは時間的な推移などいろいろあって、なかなか公表の在り方なんかも、勧告の在り方そのものも含めて、どうすべきなのかというのは、代表者会議、それから、実際に調査請求をされた議員の皆さんへの内容の報告がされた後から、本来きちんと議会の場で報告をすべきではないのかという意見があって、そこの時間的なことも含めて、本来ならばもう一回、代表者会議を開いていただいて、議論をしてというふうにすべきだったと思いますけれども、なかなかそこら辺の時間的な余裕もなかったということで、議会事務局の皆さん、議長と

も相談をさせていただいて、動議ということで、議員の固有の権限である議会の在り方、進め方についての御意見を出させていただいたという、そういう経過になったわけでありまして、これも含めて、やっぱり丁寧な対応という点では、しっかりと教訓として残していく必要があると考えますので、よろしくお願いします。

○議長(木原 宏君) ありがとうございます。

○議員(稲橋ゆみ子君) 先ほど来からちょっと私もお話をしておりますけれども、今回の政倫審が終わったという、これは議員に関することによって開かれるものですから、当然、議会というもののの中で、それをどういうふうに確認をして、公表して、市民へ周知するという、そういったことだというふうに思うんですけれども、私も代表者会議の中で議論をしていくということは、そうだというふうに思うんですけれども、その中での確認がやはり初めてのことで、そこまでちょっと頭が及ばなかったというのは事実なんです。

ですから、代表者会議の中できちっとそういったプロセス、議員のことでこうなったことを議会の中での確認、それから、それはやはり公の場で公表していくこと、市民にしっかりと説明責任をしていくことという、そして市民への周知という、そういった一連のことがそのときにできなかったことがあったので、改めて動議を出して、本会議の中で議長に御報告をいただいたという、そういった流れになりました。

でも、このことは適正だったというふうに思っておりますので、これをしっかりと形にしていくということが重要だというふうに思っております。

それから、やはり市民に対する公開の規定ということですね。結果もそうですし、途中途中の情報提供、議事録も含めて、資料の公開という、そういったものをしっかりとルール化して定める必要があると思いますので、そのことを今後しっかりと確認をして決めていただければと思います。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

○議員（大石ふみお君） 第7条の6項の中で、議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは議会に報告するということになっておりますが、議会がちょっと曖昧だなというふうに思いますので、それを議員全員にするか、または代表者会議に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならないと具体的に明記したほうがいいということであります。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

（3）の審査結果の報告、公表について、御質疑、御意見はございますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君） これは私の意見なんですが、今回も裁判やっていますが、私たちが出した見解と裁判での判断が仮に、私たちと同じ方向で沿ってあったらいいんですが、これが覆った場合、違った結果が出てきた場合、このときどうするのか。

これは両方に言えて、私たちがこれは条例違反ではないよと判断したけれども、ある意味、条例違反みたいな状況だったとか、逆に、条例違反だと言っていたけれども、いや、条例違反ではないよとか、これは極端なことを言っていますけれども、要は裁判の中で、ここで提出されないような情報や調査請求が裁判の中で争われて、そこで、私たちもこの場では知らなかった、もしくは知っていてもその判断を誤った、いろいろなことがありますけれども、そういった場合にどうするのかと。要は公表していますからね。

その後、それが覆った場合にどういうふうにすべきなのかということは、議員の名誉の回復と、もしくはその議員の名誉じゃなくて、さらにやっぱりとんでもないなという状態になる。そのことについての、だから私、裁判に関するもの以外のことをやるべきだと言ったんだけど、裁判の中で判断されたことについて、私たちは考えるべき必要があるの

かなというふうに思います。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ほかに御質疑、御意見がございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

やはり今の副議長の話も、先ほどの司法、立法、あるいは我々議会の自律権みたいなところの中で、その整合をどう取っていくのかというのは、非常に課題とすれば重たい課題、大きな課題なのかなというふうには思います。この部分も含めて、課題として取り扱っていききたいというふうに思います。

以上で、会派から出されました、全議員からアンケートをいただいたその集計については、以上とさせていただきますと思います。

次に、資料3について、議会事務局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） 議会事務局としましては、先般の審査会につきましては、手続上、適正に進むようサポートをしてまいりました。

また、今回の条例改正に当たりまして、その条例を運用することで、違法な取扱いがなされてしまうおそれのないように支援する立場という認識から、意見を出させていただきました。

かいつまんで申し上げますと、1、全般的なことの（1）条例の目的、及び、大きい2番、政治倫理基準の（1）倫理の範囲、こちらにつきましては、改めて条例の前提条件を共有していただくことで、改正に向けた検討がスムーズになると考えられることから、お示しをいたしましたものであります。

また、3番の（2）の②、こちらについては審査委員会の構成について言及しておりますけれども、運用していく中で、法令や判例を度外視した高い処罰意識に飲み込まれるおそれがもしかしたらあるのではないかという危惧がありましたので、その解決策の一例として示させていただいたものということで、受け止めていただければと思います。

その他の項目につきましては、このたびの政治倫理審査会で条例の運用をする中で、主に手続面で整

理ですとか整備が必要と考えた点を示したものであります。

以上です。

○議長（木原 宏君） 説明は以上のとおりであります。

御質疑、御意見がございましたら、ここでお出しをしていただければと思います。

○議員（上條彰一君） 事務局の皆さんには、各会派や全員のアンケートの集計など、本当にいろいろ御苦勞をいただいて、ありがたいと思います。

その上で、今回、事務局からの意見も出していたいたんですが、いかんせん今日出されていますので、事細かに見られておりませんので、見せていただいて、いろいろ会派の中でも議論をしてということで、今後のいろいろ具体的な条例検討の中で生かさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

確かに事務局から示された資料、まだ読み込めていないというような議員もいらっしゃるというふうに思いますので、今日のところは、こういったものが事務局からの意見として出されておりますので、お目通しをいただきまして、何か御意見等々ありましたら、次回会議までの間に事務局にお話をさせていただければとも思いますが、その辺のところ、いかがでしょうか。事務局もそれでいいですか。

○議会事務局長（秋武典子君） 今回の会議で出されました御意見、御質問につきましても併せてアドバイザーに情報提供させていただき、御相談申し上げることになっておりますので、この事務局からの意見につきまして、事務局に後ほど御意見、御質問を寄せていただいたものも併せてお送りしたいと思います。その期限につきましては、また改めて御連絡差し上げるということでよろしいでしょうか。

○議長（木原 宏君） 皆さんそれでよろしいでしょうか。——じゃ、そのように決めさせていただきます。

それでは、日程1、課題については終了といたします。

今後の進め方について

○議長（木原 宏君） 次に、日程2、今後の進め方についてを議題といたします。

議会事務局より説明を願います。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 資料1を再度御覧ください。

先ほど後回しにさせていただきました、2ページの6、スケジュールと、7、検討会議とアドバイスの内容についてです。

念のため申し上げますが、まだ令和5年度予算は確定しておりませんので、御了承願います。

検討会議は全部で7回、本日が第1回目です。第2回目は令和5年1月頃を予定しており、政治倫理条例アドバイザーからオンラインで政治倫理条例の趣旨や問題点について講義をしていただきます。

第3回目以降は、7、検討会議とアドバイスの内容の表のとおり、検討会議の前に議長応接室で、原則、事務局がオンラインでアドバイスを受け、議員さんには傍聴していただき、そのアドバイスの内容を検討会議に提示して御議論いただく流れを想定しております。

政治倫理条例アドバイザーからのアドバイスは、課題に対する回答を講義の形式でオンラインでいただき、質疑応答については事務局と議員の双方からすることを想定しております。

先ほどもお話しいたしましたとおり、御都合がよろしければ、アドバイスを聞く際に、この会議のメンバーである議員の皆様にも傍聴していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（木原 宏君） ありがとうございます。

ただいまの報告、提案について御質疑、御意見がございましたら、お出しいただければと思います。

○議員（山本みちよ君） 1点確認をさせていただきたいと思います。

先ほども冒頭述べさせていただいたんですが、1回目の議員に対して政治倫理条例の趣旨や問題点についての講義を受ける機会を設けていただくということなんですが、これはこの検討会議のメンバーのみなのか、それとも全議員も希望者がいれば対象になるのか、この点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議会事務局次長（諸井陽子君） 当初は、アドバイザーの方から、公開を対象にしたものに対しての講義に了承していただけるかどうかまだ不明だったのですが、現在了承していただいております。ちょっと皆様の様子を拝見しますと、議員さん全員対象ということが皆さんの総意かと思えます。それは可能でございますので、そのように設定させていただきます。

以上でございます。

○議長（木原 宏君） 可能な限り、こういった問題意識というんですか、こういうのは共有ができたほうがいいと思いますので、可能な限り参加していただける仕組みを考えていきたいというふうに思えます。

ほかに御質疑、御意見はございますでしょうか。——ないですか。

それでは、今後の進め方については、ただいま議会事務局次長より御説明のあったとおり進めさせていただきますというふうに思えます。

次回の日程について

○議長（木原 宏君） 次に、日程3、次回の日程についてを議題といたします。

今回は、議員を対象にしたアドバイザーの先生による講義を予定しております。

アドバイザーからは、御都合のいい日をあらかじめお聞きをしております。令和5年1月5日午後、

6日午前、13日午前、16日午前、午後、23日午前、25日午後、27日午前、2月7日午前、8日午後でございます。

2月3日の午前が抜けておりましたので、追加をしていただければと思います。

日程表が事前にクラウドに上げられておりますので、そちらに準じて日程を決めさせていただきたいと思えます。

まず、年明け1月5日午後で御都合の悪い人はいらっしゃるでしょうか。——まず1月5日は御都合が合いません。

続きまして、6日の午前はいかがでしょうか。——悪いですね。

続きまして、13日の午前中。——お忙しいですね。

続きまして、16日午前、午後。——じゃ、1月16日の午前であれば皆さん御都合がよろしいということでしょうか。事務局もいいですか。

じゃ、まず第1候補が1月16日の午前です。

続きまして、23日の午前はいかがでしょうか。——駄目、はい。

続きまして、1月25日の午後。——大丈夫ですね。じゃ、第2候補を1月25日の午後にいたします。

第3候補を27の午前はいかがでしょうか。——はい。

次が、2月3日の午前はいかがでしょうか。——はい。

そうしますと、次、2月7日の午前。——大丈夫。ほかの議員の皆様は平気ですか。じゃ、2月7日の午前を第3候補、三つあればいいですか。全部やっておいたほうがいい。

続いて、2月8日の午後、いかがですか。——はい。ほかの方も大丈夫でしょうか。じゃ、四つまで日程が予定が決められましたので、読み上げます。

第1候補が1月16日の午前、第2候補が1月25日の午後、続いて2月7日の午前、第4候補が2月8日の午後、これのいずれかの日程で講師の先生との日程調整をして、決まり次第、速やかに全議員に日

程をお流しするようにしたいというふうに思います。
メンバー以外の議員も傍聴可という形でございます
ので、皆さん会派に持ち帰って御報告をしていただ
ければというふうに思います。

ここまでで、ほかにその他に何かございますでし
ょうか。——よろしいですね。

それでは、以上で本日御協議いただく案件は終わ
りました。

これをもちまして、立川市議会政治倫理条例検討
会議を散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

〔散会 午後0時9分〕